

第8回長野県議会新型コロナウイルス感染症対策連絡本部会議  
協議事項

日時：令和2年9月1日（火）

13時30分から

場所：第2特別会議室

1 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部からの報告について

（資料第1号～第2号）

2 その他

上田圏域に「新型コロナウイルス特別警報」を発出します

令和 2 年 8 月 28 日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長

1 趣旨

県内での感染者の急増が続いています。県内の直近 1 週間（8 月 21 日～8 月 27 日）の新規感染者は 56 人となり、人口 10 万人当たりでは 2.74 人と 2.5 人を超えました。これは、長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベルにおける全県又は一部圏域をレベル 4 に引き上げる目安となる基準に該当します。

ただし、圏域ごとの感染状況に差があるため、感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状況と認められる圏域として、直近 1 週間で 33 人の新規感染者（人口 10 万人当たり 17.18 人）が発生した上田圏域の感染警戒レベルをレベル 4 に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報」を発出します。

県としては、次のとおり対策をさらに強化し、感染拡大防止を図ってまいります。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和 2 年長野県条例第 25 号）第 5 条に基づく感染症対策として実施するものです。）

2 上田圏域における県の対策強化について

上田圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおり強化します。上田圏域にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、県の対策にご協力いただくとともに、別紙「感染拡大防止のお願い」を遵守して行動してください。

- ① クラスター対策のさらなる徹底を行います
- ② 感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、遵守していない接待を伴う飲食店等※の利用を控えるよう要請します ※別表のとおり
- ③ 市町村等と連携し一定の地域を対象とした PCR 等検査を実施します
- ④ 市町村が商店会等へ行う取組の支援を検討します
- ⑤ 療養者の増加を踏まえ宿泊療養施設の一部について運用を開始します
- ⑥ 保健所の体制を強化します

① クラスター対策のさらなる徹底を行います

濃厚接触者の把握と全員検査に加え、接触者についても幅広く検査対象として検査を実施するとともに、クラスター対策チーム（CCT-Nagano）を派遣して重点的に対応します。

② 感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、遵守していない接待を伴う飲食店等の利用を控えるよう要請します（特措法第 24 条第 9 項）

接待を伴う飲食店等において多数の感染者が発生しています。

事業者の皆様は、感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、「新型コロナ対策推進宣言」を行い、対策を講じていることを店頭及び店内に掲示してお客様に協力を呼びかけるよう要請します。

また、接待を伴う飲食店等を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策がとられているか、「新型コロナ対策推進宣言」を行っているかなどを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう、上田圏域にお住まいの方や訪問される方に要請します。

③ 市町村等と連携し一定の地域を対象としたPCR等検査を実施します

市町村等と連携し、クラスターが発生するなどしている地域の居住者、勤務者等のうち、希望する方に対してPCR等検査を集中的に行います。

④ 市町村が商店会等へ行う取組の支援を検討します

クラスターの発生等によって感染が拡大し、影響を受けた商店会等が、さらなる感染拡大を防ぐとともに、経済活動の早期の再開を図るために行う感染拡大防止策等の取組を支援する市町村に対し、県として支援を検討します。

⑤ 療養者の増加を踏まえ宿泊療養施設の一部について運用を開始します

療養者の増加を踏まえ医療機関の負担軽減を図るため、東信地域で宿泊療養施設の運用を開始することとし、住民・事業者の皆様安心していただける医療提供体制の整備を行います。

⑥ 保健所の体制を強化します

感染が拡大している上田圏域に、他の圏域からの応援職員を派遣することなどにより、保健所の人員等の体制を強化し、多数の症例においても積極的疫学調査を継続できる体制を整備します。

上田圏域にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、自らを感染から守り、また自らが感染源となって感染を拡大させることがないように慎重な行動をお願いするとともに、県が強化する対策の実施にご協力いただくようお願いいたします。

また、患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように配慮いただくとともに、感染拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対し、不当な差別的取扱いや誹謗中傷を行わないようお願いいたします。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。

## 接待を伴う飲食店等

種類	施設	要請内容
接待を伴う 飲食店等※1	キャバレー	感染拡大予防ガイドラインを遵守して いない接待を伴う飲食店等の利用を控 えるよう要請
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック※2	
	バー※2	
	ダーツバー※2	
	パブ※2	
	性風俗店	
	ライブハウス	

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項第11号の遊興施設等に  
あたるもの

※2 接待を伴うものに限る

## 感染拡大防止のお願い

- ① 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください  
・また、県外からの帰省についてはご家族と相談して慎重に検討してください
- ② 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください  
・会食、飲み会では感染リスクの高い行動を避けるよう努めてください  
・店舗等の講じている感染防止策にご協力ください
- ③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください
- ④ 重症化しやすい方を守ってください
- ⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします  
・「新型コロナ対策推進宣言」を行うよう努めてください  
・感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう努めてください

## ① 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください

県外と往来するに当たっては、基本的な感染防止策を徹底するなど、慎重な行動をお願いします。

また、直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が2.5人を上回っている都道府県への往来については、往来自体の必要性を改めて検討するとともに、高齢者等の重症化リスクの高い方の往来は控えることを検討してください。

なお、県内においても感染者が増加している地域がありますので、県内の移動に当たっても、慎重な行動を心掛けてください。

また、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方は、基本的な感染防止策を徹底し、旅行中に風邪等の症状が現れたら、直ちに最寄りの有症状者相談窓口にご相談ください。

## ② 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、感染を防止するための行動を自ら考え、実践するようお願いします。

感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混み等でのマスク着用、手洗い・手指消毒）を徹底するとともに、クラスター（集団感染）発生リスクが高い「3つの密」を回避し、毎日の健康チェックを欠かさず行うなど、信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください。高齢者など重症化リスクが高い方は、特にご注意ください。

特に、会食及び飲み会については、当県においても感染例が確認されていることから、「3密」になりやすい場での多人数による実施や、長時間に及ぶ会食、大声を出す行動等を控えるなど、感染リスクが高い行動を避けるように努めてください。

また、店舗等を利用する場合は、マナーとしてマスクを着用するとともに、手指の消毒など店舗等の講じている感染予防策にご協力ください。

③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください

新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けが付きません。定期的な検温など健康観察を行っていただくとともに、発熱等の症状がある場合には外出を控え、心配な時は速やかに保健所やかかりつけ医に電話でご相談ください。

また、医療機関において感染が発生すれば、医療従事者の感染を招くなど、医療供給体制のひっ迫を招きかねません。そのため、直接医療機関を受診することは避けてください。

④ 重症化しやすい方を守ってください

ご家族や周囲に高齢者や持病がある方など重症化リスクが高い方がいらっしゃる場合には、「ウイルスをうつさない」意識を持って行動をお願いします。

また、病院や高齢者施設、障がい者施設においては、重症になりやすい患者や利用者の安全を守る上で、外部からウイルスを持ち込まないことが特に重要です。お見舞いや面会については、症状のない方も含めてできるだけ控えてください。

⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします

- (1) 不特定多数の方が利用する事業所にあつては職場における感染拡大防止について改めて徹底いただくとともに、従業員お一人お一人に感染予防のための行動を促していただくようお願いいたします。

具体的には、職場内での3密を避ける、従業員の健康観察、発熱等がある場合の休暇取得、時差出勤や在宅勤務・テレワークの活用、感染拡大地域への出張の再検討などを一層徹底いただくようお願いいたします。

また、「新型コロナ対策推進宣言」を行うように努め、ステッカーを掲示してお客様にもお知らせするとともに、感染防止策にご協力いただくよう呼びかけてください。

- (2) 業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを遵守し、業種の特性に応じて、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）を講じてください。なお、ガイドラインを遵守するための取組については、持続化補助金による支援が受けられますので、県にご相談ください。

長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（9月1日～9月30日）  
～第2波の収束に向けた対策と社会経済活動の両立～

令和2年8月28日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

## 1 現状・基本認識

### （1）現状

令和2年5月25日の緊急事態宣言解除後、一旦落ち着きを見せていた新規感染者は、6月以降東京都を中心に増加傾向となり、都市部から地方にかけて全国的な感染拡大が生じている。

直近1週間（8月21日から27日まで）の全国の人口10万人当たり新規感染者数（公表日ベース）は4.54人で、前の週（8月14日から20日まで）の5.87人と比べて減少しているものの、重症者数及び死亡者数は増加傾向にあり、一部地域では、医療提供体制のひっ迫が懸念されるなど、未だ予断を許さない状況にある。

本県においても、7月11日以降連日のように新規感染者が確認されており、「第2波」を迎えている状況にある。7月29日には、長野県全域の新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベルを2に引き上げ注意報を、8月4日には、佐久、上田及び北信の3圏域について、初めてレベルを3に引き上げ警報を発出した。

さらに、8月28日には、全県の直近1週間の新規感染者数がレベル4の基準（人口10万人当たり2.5人）を超えたため、感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状況が認められる上田圏域のレベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報」を発出し、さらなる対策の強化を図ることとした。

現時点での、本県の直近1週間（8月21日から27日まで）の状況を見ると、人口10万人当たり新規感染者数は2.74人と、前の週（8月14日から20日まで）の0.88人と比べて大幅に増加しており、今後、本県においてもさらなる感染の拡大が生ずるおそれがあるか、緊張感を持って県内外の感染状況を注視しつつ、迅速かつ的確に対策を講じていくことが必要な状況となっている。

### （2）基本認識

9月の1か月間は、いかに「第2波」を収束させるかを主眼としつつ、社会経済活動を活性化させるとともに、今後訪れる可能性のある第3波、第4波に備える重要な時期である。

新型コロナウイルス感染症のリスクは身近に存在しており、ウイルスとの共存を図るためには、「新しい生活様式」の実践を徹底するとともに、誰もが感染する可能性があるという当事者意識の浸透と、感染者等を温かく迎える地域づくりを推進する必

要がある。

また、感染拡大に備え医療提供体制や検査体制の充実を引き続き進めるとともに、感染拡大の兆しを的確に捉え、直ちに対策を強化できる体制を整える必要がある。

こうした対策を実施しながら、冷え込んでいる県内経済の再生を図るため、消費喚起、県内観光の促進等経済活動の活性化を支援するとともに、県民生活を支援し、感染防止対策と社会経済活動を両立させる取組を鋭意進めていかなければならない。

県としては、すべての県民と連帯協力してこの危機を乗り越えていくため、学びと自治のアプローチにより、県民の自己決定の最大限の尊重を基本に対策を講じていく。

以上の認識の下、9月1日から9月30日までの対策においては、以下の5点を重点として、進めることとする。

- 1 第2波の収束に向けた的確な対策を実施すること
- 2 「新しい生活様式」の定着を推進すること
- 3 医療・検査体制の整備など感染拡大への備えを進めること
- 4 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図ること
- 5 誹謗中傷等を抑止し県民の絆を守ること

なお、感染状況の変化や国の方針の変更等により必要が生じた場合は、期間中でも本対応方針を見直すものとする。

## 2 第2波の収束に向けた的確な対策を実施するための取組《重点1》

### 「感染警戒レベル」による感染状況の把握と迅速な対策の強化

県独自に定めた感染警戒レベルによって、圏域ごとの感染リスクの状況を正しく把握するとともに、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数、入院者／受入可能病床数の割合、重症者／受入可能病床数の割合を重要な指標とし、他の指標も含めて常時モニタリングする。

また、感染が増加した圏域においては必要な要請等を行うほか、積極的な検査の実施、必要な宿泊療養施設の確保、保健所体制の強化など、感染症対策を強化する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

## 3 「新しい生活様式」の定着を推進するための取組《重点2》

### (1) 「新しい生活様式」の定着推進

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、県民の皆様が感染を防止するための行動を自ら考え、



実践できるよう、「信州版『新たな日常のすゝめ』」及び「新型コロナウイルス感染症対策長野県県民手帳」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進する。

とりわけ店舗・事業所に入るときなど人と接する場合は、マスクの着用をマナーとして行うよう呼びかけるとともに、「うつらない」（自分を守る）、「うつさない」（周囲を守る）、「ひろげない」（地域を守る）ための行動の定着を図る。

これらの感染を防止するための行動については、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方に対しても周知を図り、必ず自分の健康観察を行い、風邪症状がある場合は外出を控えることや、自己の行動歴について記録しておくことなどについて呼びかけていく。

〔各部局〕

## （２）感染者が多数発生している地域との往来

多くの都道府県で、直近１週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数が 1.0 人を上回っていることを踏まえ、県として、他の都道府県への往来に当たっては、次のとおり慎重な行動をとることを県民に呼びかける。

- ・人ごみを避ける。
- ・接客を伴う飲食店などクラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控える。
- ・感染防止の 3 つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底する。
- ・当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録する。

また、感染拡大がさらに進んだ都道府県（直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数が 2.5 人を上回っている都道府県）への往来については、必要性をあらためて検討し、慎重に判断するとともに、高齢者等の重症リスクの高い方にはできるだけ往来を控えることを検討するよう呼びかける。

なお、県内においても感染者が増加している地域があるため、県内の移動に当たっても慎重な行動をとることを呼びかける。

〔危機管理部・観光部〕

## （３）新型コロナウイルス感染症対策長野県県民手帳の配布

基本的な感染対策や相談窓口等を紹介するほか、個人の体調や行動履歴が記入できる「新型コロナウイルス感染症対策長野県県民手帳」を県民に配布する。

〔健康福祉部・営業局〕

## （４）高齢者など重症化リスクの高い方々を守る取組

高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方の感染を予防するため、市町村等とも連携して、これらの方々への情報発信を強化するとともに、高齢者

等の集まる場所の運営者に感染防止に関する注意喚起を改めて行う。

また、高齢者が多く利用するスーパーなどの店舗に対しても、混雑が避けられる時間の周知など、密集を避けるための対策等を働きかける。

〔健康福祉部・産業労働部・危機管理部〕

(5) 事業者へのガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底の要請

事業者に対して、業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の周知を図り、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の問取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底を促す（特措法第24条第9項）。

特に、対策本部地方部のガイドライン周知・推進チームにより、市町村や関係団体と連携しながら、様々な機会を捉えて個別の事業者へのガイドラインの浸透を図る。

また、適切な感染防止策の実施に当たっては、国の「持続化補助金」及び県の上乗せ補助等により支援を行っていることを周知し、活用を促す。

〔各部局〕

(6) 商店街による取組の支援

飲食店等に対し、商店街と連携しガイドラインの遵守に向けた取組を支援するとともに、飲食店等が行う感染防止策に対し、「持続化補助金」等を活用するよう周知するなど、きめ細かな支援を行う。

〔産業労働部〕

(7) 「新型コロナ対策推進宣言」の推進

経済活動の再開及び需要喚起を図るため、新型コロナ対策経営推進員（商工会・商工会議所の経営指導員等）の助言・指導のもと、自ら適切な感染防止策を検討・実施する事業者を増やし、安心して利用や買い物等ができる環境づくりを行う。

〔産業労働部〕

(8) 会食、飲み会における感染リスクについての注意喚起

会食や飲み会における感染が増加していることを踏まえ、会食等に際しては、「3密」になりやすい場での多人数による実施や、長時間におよぶ会食、大声を出す行動等を控えるなど、感染リスクが高い行動を避けるよう、県民及び他県からの来訪者に呼びかける。

また、飲食店等を利用する場合は、「新型コロナ対策推進宣言」の実施など感染防止策を講じている店舗の利用が望ましい旨を周知する。

〔各部局〕

(9) 「新しい生活様式」に適應した事業活動の支援

観光関連事業者等中小企業者がグループで行う生産性向上に向けた新たな取組等を支援するとともに、顧客との密接を避けることが難しい理美容業等の小規模事業者の感染防止策を支援する。

〔産業労働部・営業局〕

(10) 「新しい生活様式」に適應した公共交通機関の利用促進

県民の生活・経済の安定に不可欠な地域公共交通を安心して利用できるよう、安全運行を継続するために必要な対策を講じる事業者を支援するとともに、利用者に対し、時差出勤、マスクの着用及び会話を控えめにすることの協力の呼び掛けなど、事業者、業界団体と一体となって取り組む。

〔企画振興部〕

(11) 不特定多数の人が利用する施設・店舗等における営業

スーパーマーケットなど、不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示、レジ等における物理的距離の確保など感染防止策を徹底するよう要請する。

特に、多くの県外者の利用が見込まれる博物館、美術館、観光施設等においては、必要に応じて施設利用者名簿の作成等による連絡先の把握について施設管理者に働きかける。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

(12) 施設・店舗等での感染者確認時の対応等

施設・店舗等の利用者や従事者等に感染者が確認された場合、保健所が実施する疫学調査への協力を求める。また、疫学調査の結果、感染拡大防止のため必要な範囲において、施設・店舗の名称を公表するとともに、安全が確認されるまで、一時閉鎖を実施した事業者を支援する。

なお、飲食店等においてガイドラインに掲載されているような感染防止策が適切に講じられていなかったことが、感染の要因と考えられるときは、その旨を公表して感染防止策の徹底を促すことを改めて周知する。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

(13) 観光地・観光施設における感染防止対策

観光関連事業者に対し各業界におけるガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を依頼するとともに、宿泊施設において緊急時に適切な対応ができるよう、感染疑い事例発生時の対応 Q&A を広く周知するとともに、本県を訪れる観光客に対しても「信州版 新たな旅のすゝめ」を活用して感染防止対策の啓発を強力に行う。

また、事業者や市町村等関係機関と連携・協力して、観光地における感染症対

策の強化を図る。

〔健康福祉部・観光部〕

#### 4 医療・検査体制の整備など感染拡大への備えを進めるための取組

《重点3》

##### (1) 医療提供体制の充実

これまでの患者発生状況を踏まえた患者推計を基に、600人規模の感染者を想定して整理した、350名程度の入院患者（うち重症者48名）、250名程度の宿泊療養者のフェーズに応じた受入体制を維持するとともに、軽症・中等症・重症を治療する医療機関の具体的な役割分担や連携方法を決め、症状に応じて適切な医療が受けられるよう調整本部等で受入先を調整する。

また、季節性インフルエンザの流行期に備え、医療が十分機能するような体制の整備を進める。

〔健康福祉部〕

##### (2) 検査体制等の拡充

これまでの患者発生状況を踏まえた患者推計を基に、1日1,000件以上の検査が可能となるよう検査体制を強化していく。

引き続き、簡易診察及び検体採取を行う外来・検査センターを県下10医療圏に設置するとともに、十分な検査処理能力を確保することにより、円滑な検査体制を構築する。

また、有症状者相談窓口において、必要な方が適切なタイミングで医療を受けられるよう幅広く相談に応じる。

〔健康福祉部〕

##### (3) 医療資材・人材の確保等

県として、医療機関等の需要を把握し、マスク等の必要な医療資材を確保しつつ、急激な感染者の増加により緊急にアイソレーションガウン、フェイスシールドといった医療資材を必要とする場合に、供給できるよう備蓄を図る。

また、人員が不足する医療機関等に対して必要な人的支援を機動的に行う体制を構築する。

福祉現場において、感染者が発生した場合に他の社会福祉法人からの応援職員を派遣する体制を構築する。

〔健康福祉部〕

##### (4) 医療機関、社会福祉施設等におけるクラスター感染の防止等

重症化リスクの高い方が利用する医療機関や社会福祉施設等における院内（施設内）感染を防止するため、従業者等に発熱等の症状がある場合には、速やかに

検査を実施するとともに、院内（施設内）において感染者が発生した場合には、その接触者に対して幅広く検査を実施するなど積極的に感染拡大防止のための措置を講じる。

また、クラスター感染を防止するため、発生施設に対し速やかにクラスター対策チームを派遣する。

〔健康福祉部〕

## 5 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るための取組《重点4》

### （1）長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議における取組の共有等

事業継続を支援する「緊急支援フェーズ」、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を支援する「適応（With コロナ）フェーズ」、本格的な経済再生に向けた「再生フェーズ（ワクチン等開発後）」ごとの課題や支援策について関係団体とともに共有・検討する。

〔産業労働部〕

### （2）経営を継続し雇用を守る事業者への支援

事業者が必要な支援を受けられるよう、社会保険労務士、行政書士を配置する「産業・雇用総合サポートセンター」を地域振興局及び労政事務所に設置し、相談、書類作成、申請等を支援する。

〔産業労働部〕

### （3）失業者等の就労支援

県・市町村・県民連携による「長野県あんしん未来創造基金」を県社会福祉協議会に造成し、新型コロナウイルスの影響による失業者等で、一般の就労支援で就職につながっていない方の就労を支援し、生活資金の確保を図る。

また、地域振興局の「就業支援デスク」を強化し、人手不足分野とのマッチングや職業訓練の提案など、失業者一人ひとりに寄り添った就労支援を実施する。

さらに、ジョブカフェ信州において、キャリアコンサルティングや職場実習の支援枠を拡充し、より多くの失業者や就職困難者の正規就労を支援する。

〔産業労働部〕

### （4）信州地域支えあいキャンペーン

地域住民による旅館・ホテルの利用促進、県産食材や花きの積極的な購入、クラウドファンディングを活用した飲食店の支援など、各地域から支えあいの輪を広げ、県内経済の再生を促進する。

〔営業局・観光部・農政部〕

(5) With コロナ時代における観光産業振興に向けた取組

市町村や関係者と連携して、国の Go To トラベル事業の活用などにより、引き続き地域・県民の支えあいによる県内観光振興を図る。

また、観光客とその受入側の観光地双方にとって安全・安心な観光地域づくりを目指し、事業者や市町村等関係機関と連携して、観光地・観光施設における感染防止対策を推進するとともに、観光客に対してもその主体として意識を高める取組を展開し、感染拡大防止と観光振興の両立を図る。

さらに、新しい生活様式の定着による観光ニーズの変化への対応を地域とともに推進するため、「With コロナ時代における長野県観光振興方針(仮称)」を策定し、今後の観光関連産業の振興に向けた指針とする。

〔観光部〕

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命と暮らしを守る取組

新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命と暮らしを守るため、部局横断で生活者支援や自殺対策の課題等を整理・検討し、市町村等と連携して、支援策の改善等の検討や効果的な情報発信を行う。

〔県民文化部・健康福祉部・産業労働部・教育委員会〕

(7) 農家等の経営継続に向けた取組

県産農産物の需給状況、価格動向を注視しながら、国の事業を最大限活用し、次期作や新たな生産・販売方式の導入に必要な経費等を支援するなど、農家の営農継続を後押しする。

また、県産花きの活用キャンペーンや、牛肉等の学校給食への提供などにより、県産農産物の域内消費の拡大を図る。

〔農政部・営業局・教育委員会〕

(8) 地域の支えあいによる消費の促進

大きな消費の落ち込みの影響を受けている事業者を県民一丸となって応援するとともに、「新しい生活様式」への対応を促進するため、地域の実情に応じて市町村が行う消費喚起の取組を支援する。

〔企画振興部〕

(9) 相談支援体制の強化

失業や離職等により生活に困窮している方の住まいの確保や就労に向けた支援を行うため、県が設置する生活就労支援センター「まいさぼ」の人員体制を強化する。

〔健康福祉部〕

#### (10) ひとり親世帯の支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、子育て負担の増加や収入の減少が生じている郡部にお住いのひとり親世帯を支援するための臨時特別給付金について引き続き広報等を行うとともに、対象者への給付を行う。

※ 市にお住いの方については、各市が実施

〔県民文化部〕

### 6 誹謗中傷等を抑止し県民の絆を守るための取組《重点5》

#### (1) 人権への配慮

患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように、正確な情報発信や啓発などの取組を行う。

また、感染拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対し、不当な差別的取扱いや誹謗中傷を行わないよう呼びかける。

〔県民文化部・各部局〕

#### (2) 誹謗中傷等を抑止し、温かい社会をつくる取組

誰もが感染する可能性があるという意識を浸透させ、感染者等を応援し、治療を終えた方等が安心して日常生活に戻ることができる地域・社会をつくるため、新型コロナ関連人権対策チームを中心に、部局横断・関係機関の連携を強化し、誹謗中傷等の状況把握・共有、事案に応じた対応や効果的な啓発・情報発信を行う。

〔県民文化部・各部局〕

### 7 その他重要な事項

#### (1) 県立学校についての取扱い

以下の二点を最重要項目として、「県立学校再開ガイドライン」に基づき教育活動を進める。

- ・引き続き、感染リスクを可能な限り低減させる。
- ・子どもたちの学びを最大限保障する。

〔教育委員会〕

#### (2) 県有施設についての取扱い

県有施設（集会施設、展示施設、スポーツ施設、博物館、美術館、図書館

等)については、感染防止策の徹底を図りながら運営する。

[各部局]

(3) 県主催イベント・行事の実施のための当面の判断基準

県主催イベント・行事については、当面、別添「県主催のイベント・行事の実施のための当面の判断基準」に従い実施する。

[各部局]

(4) 民間主催のイベントに対する要請

民間が主催するイベント等については、以下の基準を遵守するよう要請する(特措法第24条第9項)。

また、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握することについて、イベント主催者に要請する。

さらに、全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベントの開催を予定する場合には、県に事前相談をするよう施設管理者又はイベント主催者に依頼する。

※イベント開催の目安(7月10日から8月31日までと同様)

- ・屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあつては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあつては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)

(注)上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者を合計した数とする。

また、上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意するとともに、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくなどの感染防止策を講じること。

- ・お祭り、花火大会、野外フェスティバル等の人数の把握が困難で全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものは、中止を含めて慎重な検討を求める。
- ・地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が生じない行事については、十分な感染防止策を実施するとともに、接触確認アプリの活用を参加者に促し、連絡先を把握する等の対策を講じること。

[各部局]

(5) 避難時における新型コロナウイルス感染症対策の取組

市町村と連携した「信州防災逃げ遅れゼロプロジェクト」の一環として、住民が「3密」を避けた多様な方法による避難ができるよう、避難所への避難のほか、



知人・親戚宅への避難を検討することの周知、指定避難所以外のホテル・旅館等の避難先の確保などに取り組む。

〔危機管理部・健康福祉部〕

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものである。）

## 県主催のイベント・行事の実施のための当面の判断基準

ウイルスとの共存を図るため、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させつつ、社会経済活動を実施していくことが求められています。

県としても、感染防止に最大限の留意を払いながら、必要なものは実施していくこととします。各部局においては、イベント等を開催するに当たっては、新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、参加者及び職員への感染を防止するための行動を自ら考え、工夫し、そして実践してください。

当面、県主催のイベント・行事の実施については、以下のとおり対応することとします。「新しい生活様式」の定着を推進し、県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るべく、積極的に業務を行いましょ。

なお、急激な感染拡大が生じた場合にあっては、イベント等の中止や施設の閉館等を行う必要があり、そうした事態にも常に備えておくこととします。

## 県主催のイベント・行事の実施のための当面の判断基準

## 1 県主催のイベント・行事開催の目安

【9月1日～9月30日】

- ・ 屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)
- ・ 全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、中止を含めて、慎重に検討する。

(注) 上記の人数に満たないイベント・行事であっても、その形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意するとともに、必要な場合は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくなどの対策を講じること。

【10月1日～】(※国における検討経過を踏まえて、改めて検討する。)

## 2 県主催のイベント・行事を開催するに当たっての留意事項

イベント・行事を安全に開催するためには、「信州版『新たな日常のすゝめ』」の内容や、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえながら、参加者及び職員への感染を防止するための対策・行動について、主催者自ら考え、工夫し、実践することが求められる。

担当部局は、以下の項目を参考としながら、安全な開催に向けて十分に検討した上で、イベント等の準備を進めていくこと。

(1) 開催前

- ・ 風邪（発熱・咳等）症状がある方に対する入場拒否の可能性の事前の周知
- ・ 当該イベントの参加者で感染者が出た場合における、保健所の聞き取り調査協力の事前の要請
- ・ 接触確認アプリのインストールの事前の求め

(2) 会場準備

- ・ アルコール手指消毒液等の各所への設置、職員や参加者・利用者への手洗いや手指消毒徹底の周知
- ・ 参加・利用人数を施設規模（定員）の半分以上に制限
- ・ 座席の隣との間隔を一人席分空けるなど、十分な距離の確保（2 m程度の間隔、パネルの設置など）
- ・ 共有物など参加者の手が触れる物・場所について消毒用アルコール等による事前の拭き取りの実施

(3) 入場時

- ・ 職員や参加者・利用者にマスク着用の周知、着用なしの場合の配付等の対応
- ・ 入退時の出入口の分離、人の流れの一方通行化など、人と人が交錯する機会を極力減少させる等の配慮
- ・ 入場時の検温の実施
- ・ アルコール手指消毒液等を受付に設置し、手指消毒徹底の求め
- ・ 催物開催中、大声を出すことを控える等の参加者への周知

◆不特定多数の者が参加するイベントにおいて

- ・ 参加者名簿に、氏名・住所・電話番号の記載を求める等、感染者発生時における追跡・調査を可能とするための準備

(4) 終了後

- ・ 終了後に共用場所の消毒（拭き取り）の実施
- ・ 参加者のリストについて、長野県個人情報保護条例に従った適切な管理、また1か月程度を目途とした廃棄

(注) 上記の項目をすべて満たさない場合であっても、直ちにイベント・行事の開催が不可となるわけではない。実施の形態や場所によってリスクが異なることに留意しながら、感染防止のための対策について十分な検討を行った上で、実施の判断を行うこと。

新型コロナウイルス感染症は、咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに会話を行うことで生じる飛沫が目・鼻・口に入ることによって感染します（飛沫感染）。また、ウイルスがついた手で目・鼻・口に触れることによって感染します（接触感染）。

感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう。

- 感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人込みの中でのマスク着用、手洗い）を徹底しましょう。
- 「3つの密」（密閉、密集、密接）を回避しましょう。
- 毎日の健康チェックを欠かさずに行いましょう。風邪症状があるときは、外出を避け、症状が長引くときや息苦しさや高熱などの強い症状がある時は、かかりつけ医や保健所に相談しましょう。

## 【自営・小規模な店舗のすゝめ】

事業者の皆様は、次の取組をお願いします。

- マスク着用や小まめな手洗いをスタッフに徹底させましょう。
- スタッフの体調管理、健康チェックを行いましょ。また、発熱の症状などがある人が休みやすい環境を整えましょ。
- 「3つの密」（密閉、密集、密接）を作らない環境の整備に取り組みましょ。
- 施設内の定期的な換気や設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行いましょ。
- 在宅勤務や、時差出勤、交代制勤務などによる勤務時間の分散等を推進ましょ。
- お客様に咳エチケットや手指の消毒を呼びかけましょ。
- 「新型コロナウイルス対策推進宣言」を積極的行うなど、お店の取組をお客様にお知らせましょ。

# ♥ 新たな日常の すゝめ



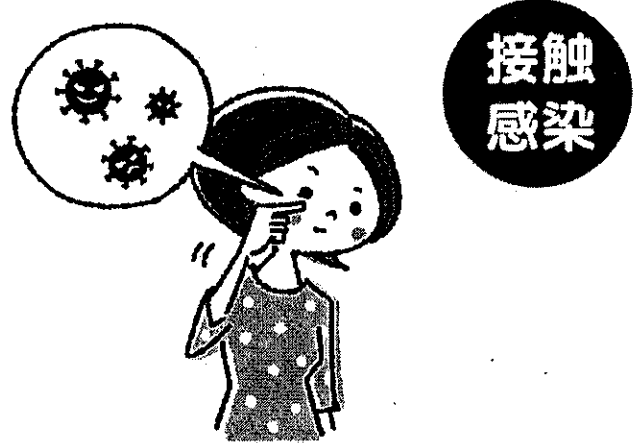
長野県PRキャラクター  
「アルクマ」  
©長野県アルクマ

新型コロナウイルスは、目・鼻・口から感染します。



飛沫  
感染

咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに  
会話を行うことで生じる飛沫が  
目・鼻・口に入ることによって感染します。

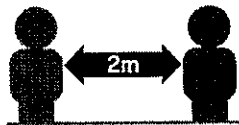


接触  
感染

ウイルスがついた手で  
目・鼻・口に触れること  
で感染します。

感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう!

### 3つの基本



身体的距離の確保

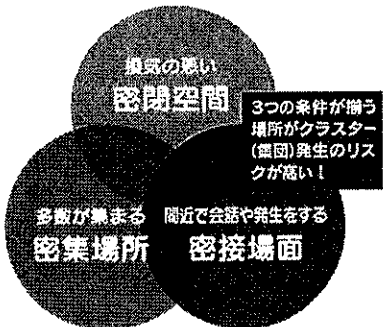


マスクの着用  
(人混みの中、会話の際)



手洗い・手指消毒

### 3密の回避



### 3つの確認

- 体温確認
- 体調確認
- 行動履歴確認

毎日の健康チェックを欠かさずに行いましょう。風邪症状があるときは、外出を避けましょう。

症状が長引くときや息苦しさや高熱などの強い症状がある時は、かかりつけ医や有症者相談窓口にご相談しましょう。